

# 生活困窮者への 支援制度が始まります



## 「つながり応援センターよろず」で、 生活全般にわたる困りごとを一緒に考えます

平成27年4月から生活困窮者に対する相談支援制度が、全国で始まります。市では、高島市社会福祉協議会と協働して、生活困窮者の自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」を開設して、「生活」「仕事」「お金」などの生活全般に関する幅広い相談に応じます。

援を行います。また、プランに基づき就労に向けた支援や、家計の立て直しアドバイス、離職などにより、住居を失う恐れのある方への家賃の支給などの具体的な支援を行います。

**つながり応援センターよろずでは  
相談者に寄り添った支援を  
行います**

働きたくても働けない、ひきこもりの家族が心配、どこに相談したら良いのかわからないなど、仕事や生活で困っているという方はまずはお話ください。

つながり応援センターよろずでは、相談者に寄り添い一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関とも連携して、解決に向けた支

### つながり応援センター よろず

(社会福祉法人 高島市社会福祉協議会内)  
〒520-1121 高島市勝野215番地  
(市役所高島支所2階)

☎ (36) 8255

FAX (36) 8221

<相談時間>8時30分～17時30分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

相談料は無料です。秘密は必ず守ります。  
ご自宅での相談もできます。

☎ (25) 8120

# 5月3日(日) 20時～ 開催

ウィングス フォー ライフ ワールド ラン

## 日本初の ランニング イベント!!



高島市を舞台に世界規模のランニングイベント Wings for Life World Run が日本で初めて開催されます。この大会は「走れない人たちのために走ろう」をコンセプトに大会参加費全額が脊髄損傷の治療研究費用として寄付されます。

この大会は、全世界で同日同時刻に一斉スタートします。日本では20時がスタート時間で、この瞬間世界の6大陸、33か国、35会場で約5万人以上のランナーが一斉に走り出します。

スタートから30分後にキャッチャーカーがランナーを追いかけ始めます。追いかけてくるキャッチャーカーは少しずつスピードを上げ、キャッチャーカーに抜かされるとゴールとなり、まさに「ゴールが追いかけてくる世界で

唯一の大会」なのです。

そして、最後まで残った男女各1名のランナーが、その会場の優勝者です。さらに、全世界35会場のうち、最後まで走り続けた男女各1名のランナーにグローバル・チャンピオンの称号が与えられます。

さらに今回、レーシングドライバーの小林 可夢偉選手や車椅子バスケットボール日本代表の京谷 和幸選手など4名がアンバサダー(大使)に就任し大会を盛り上げます。

世界中のランナーと一緒に走ってみませんか。

エントリーはこちらから

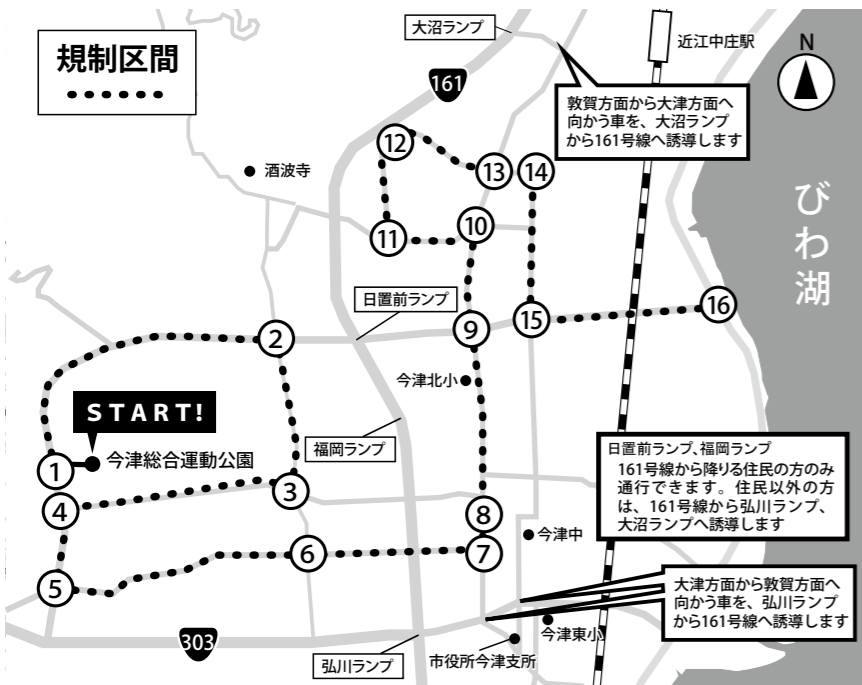
[www.wingsforlifeworldrun.com](http://www.wingsforlifeworldrun.com)

## コース近隣にお住まいの皆さま および 関係者の皆さまへ

20時から深夜にかけてのイベントであることや100kmのコースのうち今津地区の一部が交通規制となることからご迷惑をおかけいたします。また、規制区間外であっても、キャッチャーカーが低速で走行しているため湖周道路付近で渋滞が発生することが予想されます。市民の方をはじめ、多くの方にご迷惑をおかけいたしますがご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 交通規制区域

19時30分頃からキャッチャーカーが通り過ぎる頃まで交通規制されます。



### ▼各地点の 交通規制解除予定時間

① 21:00頃	⑨ 21:30頃
② 21:05頃	⑩ 21:30頃
③ 21:10頃	⑪ 21:35頃
④ 21:10頃	⑫ 21:40頃
⑤ 21:20頃	⑬ 21:45頃
⑥ 21:20頃	⑭ 21:45頃
⑦ 21:30頃	⑮ 22:00頃
⑧ 21:30頃	⑯ 22:00頃

詳しくは公式ホームページまたは市のホームページをご覧ください。

子ども読書の日 4/23 こどもの読書週間 4/23～5/12

## お家でも読書しましょう

高島市では、平成21年度から高島市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動の推進を図っています。今年度も、関係機関が協力して、より一層子どもの読書活動を推進します。

### ●お家でも読書を!! “家読”

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

読書からさまざまな効果を得るためには、小さいころから本に触れ合う機会を持つことが大切です。子どもの読書習慣を育むためにも、ぜひ、ご家庭で絵本を楽しんだり、図書館へ出かけたりしましょう!! どのような本を選べばよいかわからない場合は、お気軽に市立図書館にご相談ください。職員と一緒に探します。(P.38 図書館コーナーにもおすすめの本を紹介しています。)

☎ 社会教育課 ☎ (32) 4457

### 【議会選出監査委員】

前委員の退任により、平成27年2月24日付で前川 勉 議員が就任されました。



### 【公平委員】

前委員の任期満了により、平成27年3月11日付で金田 群子 さんが就任されました。



議会選出監査委員に 前川議員、  
公平委員に 金田さんが 就任

また、前公平委員の早藤ミサオさんには10年間にわたりご尽力いただきました。本当にありがとうございました。

☎ 監査委員事務局・公平委員会事務局 ☎ (25) 8000

☎ Wings for Life World Run 大会事務局 ☎ WFL-WR@r-wellness.com  
(市役所窓口 観光振興課 ☎ (25) 8040)





平成27年4月から

## 介護保険料が変わります

介護保険制度は15年が経過し、高齢者の生活を支える制度として普及、定着する一方、利用者と介護サービスに必要な費用が毎年増加しています。第1号被保険者（65歳以上の方）が負担する介護保険料を、介護保険事業計画に基づいて見直した結果、第6期（平成27～29年度）の**保険料基準額を月額5,400円（年額64,800円）**に改定します。

また、第1号被保険者の負担能力に応じて、これまでに引き続き、所得段階を11段階に細分化しました。

### ▼65歳以上の介護保険料（平成27～29年度）

所得段階	所得などの要件	保険料率	保険料年額
生活保護を受給している方			
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	基準額×0.50	32,400円
	老齢福祉年金を受給している方 前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	基準額×0.75	48,600円
第3段階	前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額×0.75	48,600円
第4段階	本人が 市民税非課税	基準額×0.90	58,300円
第5段階	（世帯に市民税課税者がいる方） 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	<b>基準額</b>	<b>64,800円</b>
第6段階	前年の合計所得金額が80万円未満の方	基準額×1.10	71,200円
第7段階	前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	基準額×1.20	77,700円
第8段階	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	84,200円
第9段階	前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	97,200円
第10段階	前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	110,100円
第11段階	前年合計所得が500万円以上の方	基準額×1.90	123,100円

### 介護保険の運営に必要な財源

- 介護保険料
  - 65歳以上の方の介護保険料 **22%**
  - 40歳～64歳の方の介護保険料 **28%**
- 公費
  - 国・滋賀県・高島市からの公費 **50%**



この計画に基づき、医療、介護、予防、生活支援などのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向け、その環境づくりに努めていきます。

※計画は、市ホームページや長寿介護課、各保健センターで閲覧できます。

すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して過ごすことができ、誇りをもって自分らしく生きることができる社会の実現を基本理念に、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定しました。（平成27年度からの3年間の計画）

今回、市民の皆さんから広く意見を聴きながら、平成27年4月から順次始まる介護保険制度改正による内容（①地域包括ケアシステムの構築、②費用負担の公平化など）や、団塊の世代が後期高齢者に到達する平成37年の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、策定したものです。

## 介護保険制度ここが変わります！



平成27年4月から

### 特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

特別養護老人ホームへの入所は、要介護3以上の方が対象となり、中・重度の要介護者を支える施設として重点化されます。

ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、平成27年4月以降に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できます。

また、要介護1・2であっても、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

平成27年4月から



### 介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わりました

介護報酬改定にともなって、介護保険サービスを利用したときに支払う金額が変更されました。

平成27年8月から



### 一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

一定以上の所得がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が2割になります（変更前1割）。ただし、高額介護サービス費により、対象者全員の負担が2倍とはなりません。

#### ▼一定以上の所得・・・

本人の合計所得が160万円以上の方で、「同一世帯の第1号被保険者の年金収入」と「その他の合計所得金額」を足した金額が、

- ・単身世帯で280万円以上
- ・2人以上世帯で346万円以上

の方

### 介護保険負担割合証を発行します

要支援、要介護の認定を受けた人全員に、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

※7月にお届けします。



平成27年8月から

### 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます。（70歳未満の人のみ）

### 高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人	
	平成27年7月まで	平成27年8月～
901万円超	176万円	<b>212万円</b>
600万円超901万円以下	135万円	<b>141万円</b>
210万円超600万円以下	67万円	<b>67万円</b>
210万円以下	63万円	<b>60万円</b>
住民税世帯非課税	34万円	<b>34万円</b>

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。  
※医療保険の窓口へ申請が必要です。



平成27年8月から

### 低所得の介護保険施設利用者の食費・居住費補助の適用要件が変わります

低所得の施設利用者のうち、配偶者が住民税課税者である場合、または預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は、食費・居住費の補助を受けることができなくなります。

平成27年4月から

施設利用者の多床室の居住費（滞在費）が320円から370円に変更になりました。これにともない、負担限度額認定を受けた施設利用者の居住費（滞在費）も次のとおり変更されます。

#### 《変更点》多床室の居住費

- 第2段階 320円 ⇒ **370円**
- 第3段階 320円 ⇒ **370円**

※新しい負担限度額認定証が発行されるまでは、読み替えをお願いします。



平成28年4月から

### 要支援1・2の人が利用できるサービスが一部変更になります

これまで介護予防サービスで行われていた介護予防訪問介護は「訪問型サービス」、介護予防通所介護は「通所型サービス」とサービス名が変わり、市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象となるのは、要介護認定で要支援1・2、非該当と判定された人、要介護状態となるおそれの高い人ですが、65歳以上であれば誰でも利用できるサービスもあります。詳しくはサービス内容が決まり次第お知らせします。



☎長寿介護課 ☎(25) 8029



# 4月12日は 滋賀県議会議員一般選挙の投票日です

**告示日** 4月3日(金)  
**投票日** 4月12日(日)  
**投票時間** 午前7時～午後8時  
(一部の投票所では午後7時までとなります)

4月12日(日)に滋賀県議会議員一般選挙(高島市選挙区 定数2)が行われます。皆さんの意思を県政に反映させる大切な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。



## 投票できる方

平成7年4月13日以前に生まれた方で、平成27年1月2日以前に高島市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所があり、選挙人名簿に登録されている方です。

- 滋賀県内の市町から高島市へ転入された方  
平成27年1月3日以降に高島市に転入届を出された方は、高島市では投票できません。この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。
- 滋賀県内の市町に転出された方  
平成27年1月3日以降に、高島市から滋賀県内の市町に転出された方は、高島市の選挙人名簿に登録されていれば、高島市で投票することができます。なお、投票の際は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書(引き続き証明書)」が必要となります。引き続き証明書は、県内市町の市民課窓口で、原則無料で交付されます。また、平成27年1月3日以降に県内市町を2回以上転出された場合は投票できません。

## 投票所閉鎖時間の繰り上げにご注意ください

投票所と開票所の距離が離れている山間地域などは**投票所閉鎖時間が1時間繰り上げられ午後7時まで**となっています。ご注意ください。

## ●投票時間が繰り上げられる投票所 【午前7時～午後7時】(1時間繰り上げ)

地域		投票所
マキノ	野口	草の根ハウス野口集会所
	在原	在原草の根ハウス
	山中	山中生活改善センター
	下	下区民会館
	浦	地福庵
今津	小荒路・上分	小荒路多目的集会施設
	保坂・途中谷・杉山	保坂区草の根ハウス
	角川	角川生活改善センター
朽木	椋川	ECC学園高等学校
	天増川・杉山	天増川自治会交流施設
	栃生	朽木栃生農事集会所
	雲洞谷・能家	朽木雲洞谷集会所
	木地山	朽木木地山集会所
	中牧・小入谷・生杉・古屋	朽木西小学校
	平良・桑原・小川	朽木平良集会所
村井・大野	朽木大野集会所	

## 期日前投票をご利用ください

投票日(4月12日)に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

- 期間 4月4日(土)～4月11日(土)  
午前8時30分～午後8時
- 場所 市役所本庁・各支所

# 廃棄物の野焼きは 禁止

## されています

廃棄物の野焼き(野外焼却)は、一部の例外を除き法律で禁止されています。ドラム缶による焼却や、穴を掘ってごみを焼却することも野焼きと同じです。付近の方への迷惑や有害物質の発生原因になります。野焼きは絶対にやめましょう。

環境政策課 ☎(25) 8123

## ○例外として…

野焼き禁止の例外とされる行為は次のとおりです。

**×違反した場合は**  
廃棄物を違法に焼却した場合は、5年以下の懲役または1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金またはその両方が科せられます。

- 風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- (ごんど焼きなどの)地域行事
- 病虫害駆除のための焼却など、農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- 稲わらの焼却、病虫害の駆除のための焼却など
- たき火、その他の日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの
- バーベキューなど

## 野焼きによる ご近所トラブルを避けましょう

田畑のわらや雑草の焼却に対する苦情が非常に多く寄せられています。「煙で窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがつく」など理由はさまざまです。例外として認められている場合であっても、次のことを守りましょう。

- 燃やす前にご近所にひと声かける。
- 草木は焼却しないで、なるべく土に還す。
- 煙の量や臭いが近所迷惑とならない程度にとどめる。
- 風向きや時間帯を考える。
- よく乾燥させ煙の発生量をおさえる。

「たき火」は「たき火」ではなく「たき火」と思っても、煙や臭いは、人によって感じ方が違います。野焼き禁止の例外行為であっても最小限にとどめ、周辺的生活環境への影響がないよう、十分に注意してください。

## 郵便投票を希望される方は証明書の事前入手が必要です

郵便投票(郵便等による不在者投票)は、身体の障がいや病気のために、投票所へ行って投票することができない人が、自宅で投票用紙に記入して、郵便等で投票する制度です。**この制度により投票を希望される場合は、「郵便投票証明書」が必要となります。**証明書の交付には日数がかかりますので、選挙の告示日までに郵便投票証明書をお手元に入手してください。

詳しい手続きは下記までお問い合わせください。

## ●郵便投票の対象者

	障がい名	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい 免疫の障がい	1級、2級、3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症、第1～2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	特別項症、第1～3項症
介護保険の要介護認定者	要介護状態区分 要介護5	

対象者にあてはまっても、投票所で投票できる方は郵便投票をすることができません。

☎ 高島市選挙管理委員会事務局 ☎(25) 8000



# 軽自動車の税率が変わります

平成27年度税制改正および市税条例の改正により軽自動車税の税率が次のとおり改正されます。  
 車両の種類や新規登録した年月日によって適用される税率が異なりますのでご注意ください。  
 平成26年11月号でお知らせした内容から、「原動機付自転車および二輪車や小型特殊自動車」の新税率の適用時期が変更となっております。平成27年度から新税率を適用することとされていましたが、1年延期し、平成28年度からの適用となりました。

## ▼原動機付自転車・二輪車等 新税率

車種区分	現行	改正後	
		※H28度分から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪 (125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
小型二輪 (250cc超)	4,000円	6,000円	
農耕作業用	1,600円	2,400円	
小型特殊自動車	4,700円	5,900円	

## ▼三輪以上の軽自動車 新税率

車種区分	現行	改正後		重課税率	
		※H27度分から			
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		

平成27年4月1日以降に新規に新車を取得した場合から新税率を適用します。平成26年度までに所有している車や中古車を新たに取得した場合は現行の税率のままです。

平成28年度から、最初の検査から13年を経過した軽自動車等については、重課税率を導入します。

## 軽自動車税の減免制度

心身に障がいのある方が所有または使用される軽自動車について、申請によって軽自動車税を減免する制度があります。

減免が受けられるのは、車両の状況と障がいの程度が右表に該当する場合です。

### ●申請方法

次の書類等を税務課または支所へお持ちください。

- 減免申請書 (税務課・各支所にあります)  
※平成26年度に減免を受けられた方には、4月上旬に送付します。
- 身体障害者手帳 (または、戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
- 運転免許証 (本人が運転しない場合は、同一生計の方の運転免許証)
- 自動車検査証
- 印鑑 (認印可)

### ●申請期間 4月1日(水)～5月22日(金)

- ・減免は、普通自動車または軽自動車のいずれか1台のみです。
- ・障がいの程度や車両の要件は、4月1日の状況が基準となります。

税務課 ☎(25) 8116

### ●減免の対象となる車両の状況

対象者	所有者	運転者	
身体障がい者	18歳以上	本人	本人・同一生計の方
	18歳未満	同一生計の方	同一生計の方
知的障がい者・精神障がい者	同一生計の方	同一生計の方	

### ●減免の対象となる障がいの範囲

障がいの区分	運転する人が身体障がい者本人	運転する人が同一生計者または常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能障がい	3級 (喉頭摘出者のみ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい	1級・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
肝臓機能障がい	1級～3級	
知的障がい者	療育手帳に記載された障がいの程度が「A」の方	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方	

※戦傷病者の方は、税務課までお問い合わせください。

## 高島市のふるさと納税制度が新しくなります。

自分の生まれ故郷や、応援したい自治体に寄付を届ける「ふるさと納税」。高島市にはこれまでも、市外の方々などから応援の寄付金が寄せられてきました。

市では、このふるさと納税制度を、市外の人と高島市をつなぐ「えんむすび」納税としてリニューアルし、寄付のお礼にお返しする市の特産品や、寄付者への情報発信を通じて、この地の水と人が育んだ「高島の暮らし」そのものを市外に向けてPRしていきます。

ふるさと応援寄付金

びわ湖高島えんむすび

6月1日スタート!

市外のお知り合いに、ぜひ、PRしてください!

財政局 ☎(25) 8111

子どもの成長に  
寄り添って暮らす。



外に出たら、  
高島のお米が美味しいって分かった。

厳しい冬の後の春は、キレイ。



高島の水が自慢。



自分らしく生きられる場所。

消耗せずに、緩やかに。



季節を感じる食、  
おいしい、おいしい。

### 新しいふるさと納税の特徴

- ・高島の自然と人が育んだ特産品等のお返し (返礼品)
- ・寄付者への高島ニュースレターの送付
- ・寄付金を充当した市の事業のPR など

全国に、高島ファンを増やします!

- 食べてみたい!
- 買ってみたい!
- 行ってみたい!
- 住んでみたい!



### 参画事業者の皆さんを募集します!

市外在住で、高島市に1万円以上のふるさと納税 (寄付) をくださった方には、寄付額に応じて、高島市の特産品や高島の良さを楽しむことができる観光プラン等のお礼 (返礼品) を予定しています。今後、市と連携してこの返礼品を企画、ご提供くださる事業者の皆さんを募集してまいります。詳しくは、4月中にホームページでご案内いたします。

市では、今後「ふるさと納税」以外にも、高島の魅力を国内外に発信していきます!

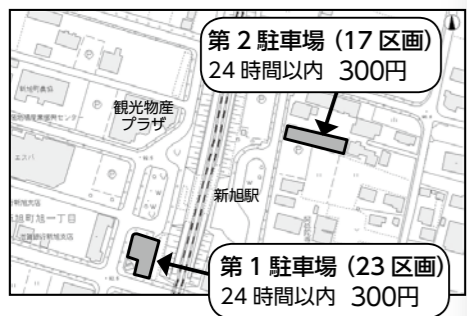
- 高島ブランド戦略推進事業：高島市の魅力を広く発信し、人口増加につなげる
- 特産品国内販売戦略事業：農林水産物や加工品の付加価値化、販路の拡大
- 特産品海外販売戦略事業：高島ちぢみの海外への販路の拡大



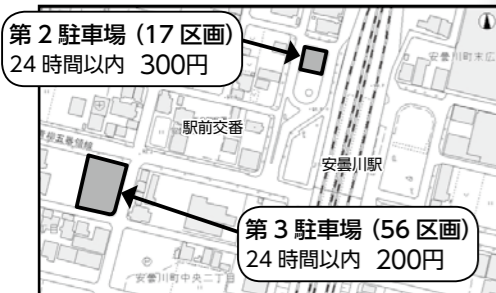
# OPEN 一時利用有料駐車場 がオープン!

2月から進めてきました駅前駐車場の整備が完了しました。新しい駐車場の料金等は次のとおりです。ぜひご利用ください。

## 〔新旭駅 周辺駐車場〕



## 〔安曇川駅 周辺駐車場〕



## 〔近江高島駅 周辺駐車場〕



★ 24 時間を超えるごとに 1 回分の料金が加算されます。

交通対策課 ☎(22) 0058

## 鷓川線、浜線を 予約乗合タクシーに変えて増便!

鷓川線、浜線は定時乗合タクシーとして運行してきましましたが、便数が少ないこともありご利用が少ないことから、予約乗合タクシーに変更し便数を増やして運行します。

- 運行便数を、1日6便から、1日10便に増やします。
- 運行経路や、バス停の位置は変わりません。

## 安曇川、新旭地域の 予約乗合タクシーを増便!

予約乗合タクシーとして運行している、白浜線、泰山寺線、風車村線、新旭・安曇川線の増便と、白浜線、泰山寺線の運行日を変更します。

- それぞれの路線の運行便数を、1日8便から、1日12便に増やします。
- 白浜線、泰山寺線の運行日を、月々金から毎日運行に変更します。



# バス交通が便利になります!

もっと

皆さんにもっと便利に利用していただけるよう、運行方法の見直しやJR湖西線のダイヤ改正に合わせて、コミュニティバス・乗合タクシーの運行を4月1日から変更します。

始発時刻の30分前までに予約するんやな



## 予約乗合タクシーご利用方法

利用される方は、必ず各便始発時刻の30分前までにタクシー会社へ予約してください。他の路線から予約乗合タクシーに乗り継ぐ場合も予約が必要です。予約する時は、お名前と人数、路線名、乗車する便の時間、乗車するバス停留所を伝えてください。一部区間を除き、フリー乗降もできます。

- 近江タクシー (☎22-0106) …マキノ南西部線、あいあいタウン線、松陽台線、鷓川線、浜線
- 大津第一交通 (☎0120-524-447) …白浜線、泰山寺線、風車村線、新旭・安曇川線

交通対策課 ☎(22) 0058

各路線の時刻は地域別時刻表をご確認ください。時刻表は各ご家庭に配布するほか、市役所市民課・各支所(新旭振興室を含む)・交通対策課、市内の各観光案内所でお受け取りいただけます。また、高島市ホームページからも閲覧できます。

予約乗合タクシーの利用方法など詳しくはお問い合わせください。

バス、乗合タクシーを  
JR湖西線のダイヤ改正に  
合わせて時刻改正します

## 宝くじの収益が、コミュニティ活動に 役立てられています

地域づくりのために交付される(財)自治総合センターの「コミュニティ助成金」を受け、ユニバーサルデザインに配慮した公園施設の整備を行いました。

この事業は、子ども、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるため、宝くじの社会貢献広報事業として実施されています。

岡都市計画課 ☎(22) 0904

白妙公園、村西児童公園に複合遊具および健康遊具を整備しました。



白妙公園 (安曇川)



村西児童公園 (新旭)



安養寺萌木の国公園に水飲み場を整備しました。



安養寺萌木の国公園 (新旭)

消防防務課 ☎(22) 5401



## 消防ポンプ自動車を更新しました!

新旭町新庄に配備していましたが、消防団の消防ポンプ自動車が、配備から22年が経過し、老朽化が激しくなったため、このたび防衛省からの補助金を受け更新しました。

この車両はこれまで配備していたものと比べ、室内の天井が高くなり、火災現場に出動する際、消防団員の装備を準備する利便性が向上し、収納スペースも確保しました。また、車両上部に強力なLED照明灯を装備し、夜間の安全な消防活動にも対応しています。万が一の火災発生時にはその実力を存分に発揮するよう努めます。

## メール配信サービス「リアルタイム高島」 4月から、システム変更に伴い、登録方法が変わります

登録用  
QRコード



(登録用アドレス)  
real.takashima@sg-m.jp

乳幼児健診はこちら



(登録用アドレス)  
real.nyuyouji@sg-m.jp

メール配信サービス「リアルタイム高島」は、4月1日から、気象警報情報の自動配信などの機能がついたシステムに切り替わります。これに伴い登録方法が変わります。これまで、各配信メニューごとに登録用のメールアドレスにメールを送付する必要がありましたが、登録用メールは1つだけになり、複数メニューの登録が一度にできるようになりました。※ただし、乳幼児健診メールに関しては、専用のQRコードから登録してください。

### ▼登録方法

- ① [real.takashima@sg-m.jp] に空メールを送信するか、左上のQRコードを携帯電話で読み取っていただき、記載されているURLから登録用のサイトに進み、空メールを送信してください。
- ② その後、送られてくるメールから、登録用の画面に進み、受信したいメールのメニューにチェックをいれて、登録ボタンを押してください。これで登録完了です。

### ▼現在、配信しているメニュー

- 防災情報 ○火災情報 ○不審者情報 ○献血情報 ○熊目撃情報
- 畑の棚田情報 ○文化ホールイベント情報 ○健康管理情報 ○乳幼児健診情報
- 行方不明者情報 (H27.1～) ○犯罪被害・交通事故警戒情報 (H27.2～)

秘書広報課 ☎(25) 8000

※ご利用の携帯電話の契約内容によっては、メール送受信に料金が発生する場合がありますのでご注意ください。



## 高島市国民健康保険の 被保険者証は届きましたか？

4月1日からご利用いただく高島市国民健康保険の被保険者証を「簡易書留」で郵送しました。  
被保険者証がお手元に届いたら、必ず記載内容をご確認ください。

配達日にご不在の場合は、郵便局で保管されています。まだお手元に届いていない方は、堅田郵便局コールセンターにご連絡ください。

**堅田郵便局コールセンター**  
☎077(572)2512  
平日 8時～20時  
土・日・休日 8時～20時

なお、4月中旬ごろからは、住所地の支所（新旭地域は市役所保険年金課）でお預かりしますので、保険年金課または各支所へご連絡をお願いします。

高島市国民健康保険  
被保険者証

就職・退職に伴う  
健康保険・年金の手続き  
はお済みですか？

現在、国民健康保険・国民年金に加入されている方が、就職などで新たに社会保険に加入される場合や、退職などで社会保険の資格を喪失し、国民健康保険・国民年金に加入される場合は、手続きが必要で、市役所保険年金課または各支所でお早めに手続きをしてください。

国民健康保険  
年金課  
☎(25)8137

非自発的理由（倒産・解雇など）で離職された方への

## 国民健康保険税の 軽減制度

倒産・解雇などで離職された方（特定受給資格者）や、雇い止めなどにより離職された方（特定理由離職者）については、国民健康保険税の軽減制度があります。

### ▼対象者

平成21年3月31日以降に離職した65歳未満（離職日現在）の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下表のいずれかに該当する方

### ▼軽減内容

対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

### ▼軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入している間は、再就職されても軽減は続きませんが、他の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### ▼手続き

「国民健康保険税 特例対象被保険者等申告書」に雇用保険受給資格者証の写しを添えて税務課または各支所に提出してください。

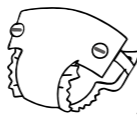
### ○特定受給資格者

コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

### ○特定理由離職者

コード	離職理由
23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）

国民健康保険  
税務課 ☎(25)8116



寝たきりや認知症など心身の障がいのため介護用品を在宅で使用している方に、介護用品の購入に使える助成券を交付しています。

### 助成券交付額

60歳以上または要介護認定のある方の場合

- ①市民税非課税世帯で要介護4、5相当の方 …… 月額5,000円
- ②市民税非課税世帯で①以外の方 …… 月額3,000円
- ③市民税課税世帯の方 …… 月額1,000円

①・②・③以外で障害者手帳の交付を受けている方等の場合

- ④介護用品使用者本人が20歳未満の方 …… 月額5,000円
- ⑤市民税非課税世帯で④以外の方 …… 月額3,000円
- ⑥市民税課税世帯で④以外の方 …… 月額1,000円

### 助成券で購入できる介護用品

紙おむつ、尿とりパット、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、介護シート、使い捨て手袋、リハビリパンツ

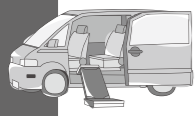
※助成券は、市内の協力店でのみお使いいただけます。

### 申請の方法

民生委員、市保健師または居宅介護支援事業所で申請書の所定の欄に確認を受け、長寿介護課、障がい福祉課または各保健センター（朽木地域は朽木支所）へ提出してください。



## 介護用品の助成券を交付しています



介護保険要介護・要支援認定を受けている方や75歳以上でひとり暮らしの方、障害者手帳の交付を受けている方などの外出を支援するために、タクシー・バス利用助成券やガンリン助成券を交付しています。

### 対象者

市内にお住まいで、市民税が非課税の世帯の方のうち、次に該当する方

- ①介護保険要介護・要支援認定者
- ②満75歳以上でひとり暮らしの方
- ③満70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯で生活する満75歳以上の方
- ④身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級・2級、視覚障がい1級・2級、呼吸器機能障がい1級の方  
療育手帳所持者のうちA1・A2判定の方
- ⑤身体障害者手帳所持者のうち1級・2級（前記④に該当する方以外）の方または肢体不自由3級の方  
精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級・2級の方

### 助成額など

#### 《タクシー・バス利用助成券》

- 対象者のうち①、②の方 …… 月額2,000円分
- 対象者のうち③、④、⑤の方 …… 月額1,500円分

#### 《ガンリン助成券》

- 対象者のうち④の方 …… 月額 1,000円分
  - 対象者のうち⑤の方 …… 月額 750円分
- ※④、⑤の方は「タクシー・バス利用助成券」または「ガンリン助成券」のうちどちらかを選んでいただけます。

### 申請の方法

- ・対象になる方は印鑑をお持ちのうえ、長寿介護課、障がい福祉課または各地域の保健センター（朽木地域は朽木支所）で申請してください。
- ・障害者手帳をお持ちの方は、手帳の提示をお願いします。

### その他

年度途中での助成券、助成額の変更はできません。

市民税課税状況は、4月～6月の申請は平成26年度、7月以降は平成27年度の世帯課税状況で判断します。申請のあった月分から交付します。

☎①②③・④⑤⑥に該当する方… 長寿介護課 ☎(25)8029  
☎④⑤⑥・⑦⑧⑨に該当する方… 障がい福祉課 ☎(25)8516